○文部科学省令第二十七号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（未支給の厚生年金保険給付の請求） 第五十二条　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～五　［同上］ 六　請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係 七　［同上］ 2・3　［同上］	（未支給の厚生年金保険給付の請求） 第五十二条　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～五　［同上］ 六　請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係 七　［同上］ 2・3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。